

府立学校の在り方について

(まとめ)

平成14年1月

府立学校の在り方懇話会

京都府

目 次

はじめに	1
高校教育部会 - 新しい多様で柔軟な教育システムの構築に向けて -	
1 まとめに当たって	2
2 新しい多様で柔軟な教育システムの構築	3
(1) 学科の多様化	3
ア 普通科	
イ 専門学科	
ウ 総合学科	
(2) 定時制・通信制課程の充実	5
(3) 中高一貫教育	6
3 入学者選抜制度の在り方	7
4 高校の適正規模・適正配置	9
(1) 適正規模	9
(2) 適正配置と通学区域の在り方	9
(3) 府立高校の再編整備	9
障害児教育部会 - ノーマライゼーションに対応した障害児教育の推進に向けて -	
1 まとめに当たって	1 1
2 府立養護学校の配置の在り方	1 1
3 高等部職業教育の充実	1 1
(1) 盲学校	1 2
(2) 聾学校	1 2
(3) 養護学校	1 3
4 障害の重度・重複化、多様化への対応	1 4
(1) 専門的な教育機能の向上	1 4
(2) 病気療養児の教育	1 5
5 福祉、医療等との連携の在り方	1 6
(1) 学校における医療との連携	1 6
(2) 地域生活への教育的支援	1 7
おわりに	1 9
附属資料	

はじめに

府立学校の在り方懇話会は、平成12年5月、京都府教育委員会教育長から、生徒の個性化や多様化への対応、少子化の進行やノーマライゼーションの進展など、社会の変化に対応した教育の在り方について検討の依頼を受け、高校教育及び障害児教育の二部会を設置して協議を行ってきた。この間、平成12年12月には、それまでの協議の結果を「中間まとめ」として報告した。

既に、京都府教育委員会では、本懇話会の「中間まとめ」を受け、高校教育に関しては、選抜方法の改善や校長の裁量権の拡大等に着手し、障害児教育に関しては、府北部地域における新たな養護学校の設置を方向付けるなど、養護学校の再編整備計画の策定が進められている。

今日、国際化、情報化、科学技術の高度化など生徒を取り巻く環境は急速に変化している。こうした中で、高校教育にあっては、豊かな人間性をはぐくみ、学力の向上を図り、社会の変化に主体的に対応できる力を培っていくことが重要である。また、時代を超えて変わらない価値あるものを大切にしながら新しいものを柔軟に摂取し、社会の中で自己の人生をたくましく生き抜く力を育成していくことが必要である。府立高校では、これまでに進めてきた様々な取組の成果の上に立ち、生徒の主体性や多様性を一層重んじた教育環境を整備し、生徒の持つ力を最大限に伸ばし、新しい世紀を担う有為な人材を育成することが求められている。

高校教育部会においては、このような視点に立ち、昨年度の「個性化・多様化に対応した府立高校の在り方」についての協議を踏まえ、本年度は、「生徒減少に伴う府立高校の適正規模等の在り方」について協議を進めてきた。

障害児教育については、ノーマライゼーションの進展とともに障害のある人への理解が深まり、社会全体として障害のある人の自立と社会参加を生涯にわたって支援していくための体制整備が進められている中で、障害の重度・重複化、多様化に伴い、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい対応が必要とされている。

また、近年の経済状況や産業構造の変化、在宅医療を含む医療技術の進歩など障害のある人をめぐる社会状況の変化に伴い、保護者や児童生徒のニーズはますます多様化してきている。

障害児教育部会においては、こうした状況を踏まえ、今後、障害のある児童生徒が社会全体の支援の中で、地域社会の一員として、豊かにたくましく生きていくことができる社会の実現を目指すことを基本に据え、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばすための一層きめ細かい教育を推進する観点から、「高等部職業教育の充実」、「障害の重度・重複化、多様化への対応」及び「福祉、医療等との連携の在り方」について協議を進めてきた。

以上のような各部会における協議を経て、全体会において本懇話会としての「まとめ」を行ったので、ここに報告する。

高校教育部会

- 新しい多様で柔軟な教育システムの構築に向けて -

1 まとめに当たって

本懇話会は、今日の高校教育を取り巻く状況を踏まえ、国の動向なども視野に入れながら、検討項目として、「個性化・多様化に対応した府立高校の在り方」、「生徒減少に伴う府立高校の適正規模等の在り方」を設定し、これらの検討項目を協議するに当たって具体的課題を下記の7項目（注）に整理した。昨年度は、第一の検討項目である「個性化・多様化に対応した府立高校の在り方」について協議を行い、その内容について、「中間まとめ」として報告した。そこでは、現行の制度を充実・発展させる中で「新しい多様で柔軟な教育システム」を構築することの必要性を述べた。

「中間まとめ」以降、議論の中心を第二の検討項目である「生徒減少に伴う府立高校の適正規模等の在り方」に移し、少子化の進行が府立高校の教育にどのように影響するか、また、それにいかに対応していくかということについて協議を行ってきた。

今後、生徒数の減少に伴い、高校の小規模化が進むことが予測される。このことは、能力や個性の伸長、人格の形成において重要な時期にある高校生の教育、とりわけ望ましい教育活動の実践や多様な教育内容の確保などに、様々な影響を及ぼすものと考えられる。

こうした中で、適正な学校規模の在り方を検討するに当たっては、設置課程や学科、教育の内容や方法、施設の規模、各地域の事情など様々な状況を考慮する必要があり、昨年度までの議論と、全日制・定時制・通信制課程、また学科ごとの特色やその在り方を踏まえ、それぞれの適正な規模や配置について個々に協議を進めてきた。

また、生徒が各学校の特色を選択できることを基本に据え、選抜方法や通学区域についても更に協議を深めた。

今後、府立高校が府民の期待にこたえ、生徒にとって魅力ある学校として一層の発展を遂げていくためには、個々の学校の姿、一校一校が果たすべき役割を鮮明に描いていくことと同時に、府立高校の教育が全体としてどうあるべきか、いかに全体としてより良いシステムを形成していくかという観点をしっかり持つことが不可欠である。こうした認識に立ち、協議を進め、その改善方向を示した。

注 「中間まとめ」において整理した課題

地方分権と教育改革の流れ	新学習指導要領対応
総合学科	中高一貫教育
定時制・通信制の充実	適正規模・適正配置
高校教育制度（「類・類型」「通学圏」「選抜制度」）	

2 新しい多様で柔軟な教育システムの構築

(1) 学科の多様化

ア 普通科

普通科は、幅広い教養を身に付けさせ、個性や能力を伸長させて、卒業後、実社会に出ていく生徒、大学等の上級学校に進学する生徒など、様々な生徒の進路希望に広く対応できる学科として、最も多くの高校生が学んでいる。

京都府では、昭和40年代に高校進学率が急上昇し、それに続く昭和50年代からの生徒急増期には、次々と高校が新設されるなど、普通科を中心に定員増が行われ、進学率の維持・向上が図られた。こうした中で、普通科に学ぶ生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等は多様化し、そのため、従前の教育システムでは必ずしも十分対応しきれず、生徒一人一人に明確な目的意識を持たせ、希望する進路を実現させていくことが極めて重要な課題となった。

このような状況を踏まえて、昭和60年度には抜本的な制度改善が行われ、普通科に類・類型が設置され、各高校は特色づくりに努め、多様化する生徒への対応が図られた。通学区域についても、従来の小学区制度を改め、府域に九つの通学圏が設けられ、志願者が一定の範囲で通学圏内の高校を選択できることとなった。その後も類型の適正配置等の充実が図られ、希望する進路の達成や体育・スポーツ、文化活動などの面で大きな成果を収め今日に至っている。

しかし、最近では、類・類型内での生徒の進路や学習内容への希望の一層の多様化、学力の拡がり等、新たな状況が見られるようになってきた。また、類・類型は、元来一定以上の学校規模を前提に構想されているが、生徒数の減少により既に一部の学校においては学校規模が小さくなっており、実質上類・類型の維持が難しい学校も出てきている。

こうした新たな状況に対応するためには、学校規模の確保とともに、学校ごとにそれぞれの特色を一層明確なものとし、複数の学校が役割を分担することによって全体として多様性を確保していく必要がある。今後は、普通科において、類・類型の設置・運営を弾力化したり、単位制や総合選択制等の類・類型によらない学校や、場合によっては総合学科等他の学科への転換をも検討していくべきである。その際、志願者の主体的選択を重んじ、希望する学校を幅広く選べる選抜方法や通学区域を実現しつつ、通学できる範囲に多様な特色のある学校をバランスよく配置することが大切である。

平成13年3月、京都府教育委員会は、新しい「教育課程編成基準」を定め、各校長の権限の下に柔軟に教育課程の編成ができるよう改善が図られたところである。今後、特に普通科においては、校長のリーダーシップの下にざん新で特色ある学校づくりを目指し、府民の期待にこたえることが重要である。

< 関連意見から >

- ・ 小規模な学校では、教員数の制約等により、規模の大きい学校と同等の講座を展開することは不可能になり、対応の幅が狭くならざるを得なくなる。現在の類・類型制度を維持しようとするれば、1 学年 8 学級規模は必要だと考える。
- ・ 通学圏の中で、学校ごとに特色を出していく方向ならば、すべての学校に第 類を置く必要はない。学校ごとに分担すればよい。

イ 専門学科

専門学科のうち、職業に関する学科は、長年、各専門分野の知識と技術を身に付けた優れた人材を産業界に送り出してきた。京都府では、単独の専門高校として農芸高校と商業高校の新設や、京都府産業教育審議会の答申を踏まえた工業高校、海洋高校をはじめとする専門学科の学科改編を積極的に進め、産業構造の変化や科学技術の進展、生徒の志望動向の変化などに適切な対応が図られてきた。その結果、目的意識を明確に持つ生徒が多数入学し、各種資格取得や進路希望の実現に大きな成果を収めてきた。

しかしながら、今日のように変化の激しい社会にあっては、専門学科の教育内容を適時に対応させていくことが今後も継続して求められる。とりわけ、最近の情報技術の急速な進展に関連して、現在、京都府産業教育審議会において、情報に関する学科の必要性や、各職業に関する学科での情報化への対応について調査研究が進められている。審議結果を踏まえた適切な対応がとられることを期待したい。

また、近年の技術革新等による社会の変化は、就業構造に大きな影響を及ぼし、必要とされる専門能力を高度化させている。さらに、昨今は、高校卒業者の雇用情勢の厳しさが増す中で、それぞれの専門分野に就職していく生徒もある一方で、学んだ知識・技術を更に向上させるために大学等の上級学校への進学を目指す生徒が増加する傾向も見られる。こうしたことから、生徒の進路希望や進路意識の変化に応じて教育内容や方法を適切に見直すことも必要である。

なお、新しいタイプの専門学科として「京都こすもす科」や「京都国際・福祉科」が設置されてきたが、これらの学科では、多くの生徒が高い目的意識を持ち、意欲的に学校生活を送っている。生徒のニーズや社会の変化を適切に見極めながら、これからの社会で活躍する人材を育成するため、今後も新しいタイプの専門学科による特色ある教育の創造と充実に努めるべきである。

ウ 総合学科

総合学科は、第14期中央教育審議会答申に始まる高校教育改革の理念を体現するパイオニア的役割を期待され、新しい時代の要請を受け、普通科、専門学科と並ぶ第三の学科として創設された学科である。生徒一人一人の進路への自覚を深めさせる学習を重視するとともに、個性を尊重した教育を推進するため、多様な科目の中から自ら選択し、主体的に学習することを通して、学ぶことの意義を理解させたり、成就感を体験させることなどを特色としている。

京都府においては、平成9年3月に京都府産業教育審議会の提言を受け、平成10年度、久美浜高校に総合学科が設置された。同校では、幅広く生徒の進路希望にこたえる教育を展開しており、特に福祉系列では、介護福祉士の資格取得などに実績を上げている。全国的に見ても、全都道府県の公立高校に設置され、生徒、卒業生、保護者などの評価を得て、さらに計画的に設置が進められているところである。

こうした総合学科の機能や実際に設置された学校の事例に対する評価から考えると、京都府において、生徒の個性化・多様化に対応した「新しい多様で柔軟な教育システム」を構築するために、この学科が果たすべき役割は大きいものと考えられ、府内全域を視野に入れて、生徒が通学できる範囲に1校程度整備されることが望ましい。

<関連意見から>

- ・ 進学率が、100%に近い状況では、高校教育として多様な学習の場を提供し、よりきめ細かな指導の下に子どもたちが学んでいく場を設定する必要がある。総合学科は、その一つではないか。
- ・ 久美浜高校の通学区域は府内全域となっているが、実際の入学者は丹後地域居住者が大部分である。このことを考えると、実質的に通学できる範囲に総合学科の学校があることが望ましい。具体的には、府内に4～5校程度が必要ではないか。
- ・ 総合学科は、普通科よりも人的、物的な支援が必要な学科である。総合学科の利点を積極的に生かした教育を展開するには、1学年6学級程度の規模が適当ではないか。

(2) 定時制・通信制課程の充実

元来、定時制・通信制課程は、働きながら学ぶ、いわゆる勤労青少年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられてきたが、在籍者の就労率は年々低くなり、定時制課

程では在籍者数も減る傾向にあった。

ところが、最近、夜間定時制課程では、志願者が増える傾向が見られ、全日制課程から通信制課程に転・編入学してくる生徒も増えている。現在、定時制・通信制課程には、様々な学習歴や学習希望を持ち、自分のペースで学習したいと考える生徒が多く在学しており、全日制課程以上に個性化・多様化が進行している。こうした生徒の実態から考えると、夜間に限られた定時制課程よりも柔軟な時間帯・時間割で主体的に学習できるシステムへのニーズが高まっていると言える。

このような状況を踏まえると、多様な生徒に既存の高校教育の枠組みとは異なる新しい教育を受ける機会を提供する意味から、昼間部を設定した二部制・三部制など多部制の新しいタイプの高校を設置することが急がれる。また、より幅広い対応を可能にするため、単位制のシステムや定通併修制度などの履修システムの活用や転・編入学の柔軟な対応が求められる。併せて、全日制課程と夜間定時制課程の併設は、双方の課程にとって学校運営上の制約が大きいいため、今後、双方の充実を図るためには、これを解消していくことが求められる。

通信制課程については、これまでも、自分のペースで学習できるシステムとして様々な生徒が入学している。今後さらに、前述の多部制の定時制課程との連携や学校外の活動実績、学習成果に対する単位認定制度の活用などにより、多様なニーズに柔軟に対応できるようにする必要がある。

< 関連意見から >

- ・ 全日制課程の教育システムとは違うものを望む生徒が増えてきているように感じる。また、今後も増えるのではないかと。多部制の定時制単位制高校のシステムは、こういう生徒への高校教育の機会の提供として意味がある。こうした学校が府内南部・北部とも必要ではないか。
- ・ 定時制課程と全日制課程との併置は、施設利用等で双方とも負担を強いられている状況があり、その解消という意味でも、定時制の単独校の設置は急務である。

(3) 中高一貫教育

中高一貫教育は、第15・16期中央教育審議会の答申を踏まえ、平成11年度、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視する教育システムの一つとして制度化され、形態として中等教育学校、併設型、連携型が示された。

中高一貫教育は、受験競争が低年齢化しないか、大学受験に偏した教育が行われぬか、小学校6年生段階で進路指導が可能なのか、また、既存の市町村立の中学校に

どのように影響するかなどの検討すべき事項が挙げられている。こうしたことも踏まえ、京都府では、京都府中高一貫教育研究会議や中高一貫教育研究校が設けられ、研究が進められてきた。研究会議のまとめの中では、導入する際に留意すべき点はあるものの、「生徒の心身の急速な発達段階における精神的・情緒的なゆとり」、「6年間の一貫した教育計画の下での深みのある教育指導」、「幅広い異年齢集団による相互啓発」などが中高一貫教育の利点であり、その活用により、「個性伸長が図れる」、「生徒を多面的に指導・評価できる」、「高校入試や区切りによる生徒の負担を軽減できる」などの効果が期待できるとされている。また、連携型を想定して研究を行った中高一貫教育研究校の報告においても、中学校・高校それぞれの教育活動に対する相互理解の深化や、交流活動を通じた中学生・高校生の成長などの成果が確認されたところである。

このように様々な効果が期待される中高一貫教育については、京都府においても積極的に検討すべきである。導入するに当たっては、中高一貫教育の各形態別の利点と課題を十分検討し、導入のねらいや育成する生徒像を明確にし、最も適合した設置地域と形態を選択することが重要である。

< 関連意見から >

- ・ 中高一貫教育の制度そのものは、一人一人きめ細かに対応し、個に応じた課題を作り、学習していくことも可能だという点でよい制度であると思う。また6年間という長いスパンで計画的に学習するということはすばらしいことだと思う。
- ・ 中高一貫教育は、いろいろな意味で生徒の個性化・多様化に対応できるものだと思う。ただし、京都府には南部、北部あるいは都市部、郡部など様々な条件があるので、安易にできそうなところで実施するというのではなく、それぞれの条件の中でのメリットや課題を検討すべきである。そして、学校のねらいを慎重に見極めるべきである。

3 入学者選抜制度の在り方

入学者選抜制度については、これまでに述べてきた教育システムの構築に合わせ、生徒一人一人が自分に適した特色ある教育内容や希望する学校をより幅広く選択できる制度に改善していく必要がある。その際、生徒の多様な能力・適性等を評価するため、より多元的な評価を取り入れた選抜基準も検討する必要がある。

昭和60年度の制度改善以降、各学校の特色づくりを進めつつ、生徒が学校を選択できる幅を広げる措置が講じられてきた。しかし、現在、府南部地域で実施している総合選

抜は、高校進学率の維持・向上を図るなどの役割を果たしてきたものの、基本的には各学校に一定の均質性を求めるため、思い切った特色づくりを困難にする要素となっている。また、志願者や保護者からは、総合選抜が、基本的に入学校を自分の意思で選べないシステムである、合格者決定後に地理的な条件により入学する学校が決定されるため合格者の分布状況によっては同一の地域であっても年度により入学する学校が変わることがある、入学する学校の決定過程が複雑でわかりにくいなどの点に改善を望む声が多い。

こうしたことから、入学者選抜制度は、生徒が学校を主体的に選択できる制度に改善していくとともに、制度全体としてわかりやすいものとするを視点として、地域ごとの事情も考慮して、できるところから速やかに改善を進めていくことが必要である。

多角的な評価の基準については、推薦入試を中心として工夫が図られているが、今後は、受験機会の複数化や報告書と学力検査の比重の置き方を弾力化するなど、生徒の優れた点を積極的に評価したり、学校の特色に応じた選抜方法を行っていくことが必要である。その際、中学校で不登校経験のある生徒等への配慮についても検討していくことが求められる。

加えて今日、情報公開や個人情報の開示を進めていくことが、入学者選抜に対する府民の信頼を得る上で重要となっており、この点についても、一層適切に対応すべきである。

< 関連意見から >

- ・ 学校によって志願者数に差が出てきている状況もあるようだが、人気のある学校は、これまで努力された結果であろうし、そうでない学校には、一層特色化の努力をしてもらう必要がある。選抜制度としては、希望する学校を選べる制度がよい。
- ・ 特色ある学校づくりを進めていくと、選抜制度をその特色にあったものにしていく必要がある。そうすると、総合選抜制度を維持していくことは矛盾してくる。
- ・ 学習の評価方法が、目標に準拠した評価に変更されることから、中学校での新しい評価方法を尊重し、子どもたちの持っている多様な能力や個性を正しく評価するという視点に立ち、検討を進めるべきである。

4 高校の適正規模・適正配置

(1) 適正規模

府立高校にあっては、前述のように社会の変化や生徒の個性化・多様化に適切に対応するため、「新しい多様で柔軟な教育システム」を構築することが必要であるとともに、今後、適切な規模を保つことが重要である。

小規模な学校は、生徒一人一人にきめ細かい指導を行いやすいなどの良さがある一方、「弾力的な教育課程の編成」、「生徒の切磋琢磨や社会性を育てる機会の確保」、「多様な個性のふれあいの場の確保」、「部活動や特別活動の充実」、「学校の活力」などについての課題がある。

現在、少子化が進行する中で、京都府における中学3年生の生徒数は昭和62年をピークに減少を続けており、平成13年にはピーク時の約62%となっている。さらに平成16年には、ピーク時の約55%にまで減少し、その後は、微増減を繰り返しながら横ばいで推移していくと見込まれている。

府立高校における適正な学校規模については、課程・学科の種類や教育の内容、施設的な条件などによってそれぞれ異なるところであるが、標準的な規模としては、学年制の普通科単独校であれば1学年8学級程度が望ましく、総合学科単独校であれば、1学年6学級程度が望ましいと考える。なお、専門学科単独校の規模については、産業社会の動向や各学科に対する志願状況も踏まえる必要性があり、個別に判断しなければならない。また、定時制・通信制課程にあっては、多様な生徒に対応した教育を行うという観点を重視し、学校規模を考える必要がある。

(2) 適正配置と通学区域の在り方

「普通科の特色化」、「専門学科の充実」、「総合学科の増設」、「定時制・通信制課程の充実」、「中高一貫教育の導入」等による「新しい多様で柔軟な教育システム」を構築するためには、通学できる範囲に特色ある学校や学科をバランスよく配置し、誰もが等しい選択肢を持てるようにすることが望ましい。

併せて、中学生の興味・関心や進路希望等に幅広く対応できるよう、できる限り学校や学科の選択肢を広げていくことが求められる。このことから、普通科の通学圏や専門学科等の通学区域については、公共交通機関の利便性等、高校生の通学に係る諸条件を考慮し、可能な範囲で拡大を図るべきである。

(3) 府立高校の再編整備

府立高校の適正規模を確保し、適正な配置を実現するため、学校の再編統合も含め

た府立高校全体の再編整備に係る計画を速やかに策定することが求められる。

しかし、学校の再編統合に当たっては、単に学校規模という量的な側面だけで判断すべきではない。生徒の個性化・多様化に対応できる多様な教育内容をバランスよく準備するという目的の下に、府立高校全体の教育システムの質的充実の機会と捉える中で進めていく必要がある。

その際、京都府は南北に長く、地域により学校の配置や通学条件等は異なっており、それぞれの地域の特性や状況を考慮して学校の規模や配置を検討しなければならない。

また、分校については、現在担っている役割等を十分考慮する必要はあるが、本校の生徒減少が進む中では、再編統合も念頭に置いた検討が必要である。

< 関連意見から >

- ・ 高校である以上、一定数の人間の中で切磋琢磨し、好ましい競争も経験しながら成長するという教育の在り方から考えると、規模が小さすぎるのは問題である。再編統合を考える視点として、学校規模を確保することが大切である。
- ・ 再編整備を考えると、個々の学校には質的な違いやその背景がそれぞれあるはずであり、また、府を南部と北部で分けた議論が必要である。その中で、統廃合を行う、あるいは小規模化しても質を高めるという判断が必要になる。
- ・ 分校については、生徒の住居の分布等をみて本校に通える状況にあるならば、教育上は本校の多くの人数の中で学習できる方がよい。しかし、分校の現状として、本校の学習形態では対応が難しい生徒、例えば不登校であった生徒が新しい自分を発見し、学習している状況もある。そういう役割を担っていることも配慮しなければならない。

障害児教育部会

- ノーマライゼーションに対応した障害児教育の推進に向けて -

1 まとめに当たって

本懇話会は、ノーマライゼーションの進展など、社会の変化に対応した障害児教育の在り方について検討するため、次の4項目を検討項目として定めた。

- ・「府立養護学校の配置の在り方」
- ・「高等部職業教育の充実」
- ・「障害の重度・重複化、多様化への対応」
- ・「福祉、医療等との連携の在り方」

昨年度は、そのうち「府立養護学校の配置の在り方」について協議を進め、「中間まとめ」として協議のまとめを報告した。

「中間まとめ」では、ノーマライゼーションの進展に向けた「府立養護学校の配置の在り方」といういわばハード面について協議を進めたところであるが、本年度は、障害の重度・重複化、多様化に対応した教育内容や方法等主にソフト面の充実について、協議を進め、その改善方向を示した。

2 府立養護学校の配置の在り方

府立養護学校の配置の在り方については、「中間まとめ」において『現在の通学区域が縮小されるよう、養護学校の配置を見直し、再編整備を図る必要がある。』との報告を行い、現在京都府教育委員会において、各委員から出された関連意見も参考に、府域全体にわたって調査・検討を行い、再編整備計画の策定が進められている。

計画を策定するに当たっては、障害の重度・重複化、多様化に対応してよりきめ細かな教育を進めるため、養護学校の専門的な教育機能を高める観点から、教員の資質能力の向上はもとより、教育内容や方法の充実、地域社会や福祉、医療、労働等関係機関との連携強化等今回の「まとめ」の内容を踏まえ、地域の特性を生かし、より地域社会に開かれたものとされるよう強く期待するものである。

3 高等部職業教育の充実

各学校では、入学時より教育活動全体を通して働く意欲や態度の育成を図るとともに、作業学習等を通じて技術・技能の習得に努めているが、情報化の進展や昨今の経済状況など社会状況の変化、また、障害の重度・重複化、多様化と相まって、高等部生徒の就労状況は年々厳しくなっている。

こうした状況から、作業学習等職業教育を一層充実させることが必要であり、そのためには教員の指導力を向上させるための研修機会の拡充はもとより、障害の特性に応じ

て生徒の能力を開発するための情報機器等の積極的な導入を図ることが必要である。また、各学校においては、校長を中心に進路指導体制を確立するとともに、必要な情報の収集・活用に努め、生徒の希望進路を実現し、それぞれの自立に向けた支援をしていくため、地域の企業関係者をはじめ、労働、福祉、医療等関係諸機関との連携をより密にしていく必要がある。

以下に、職業教育の充実に向けて改善すべき方向性について、各校種ごとに記すことにする。

(1) 盲学校

盲学校高等部に設置されている学科は附属資料9のとおりである。理療科及び保健理療科では、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」の養成を中心とした職業教育が行われているが、医療の進歩や理療への関心の高まりなどから、より高度の専門性が求められている。また、各職場にコンピュータ等の情報機器が導入され、カルテや保健取扱業務等で使用されるなど情報化の進展は著しいものがある。一方、画面上の情報を点字で表したり、音声で伝えるなど様々な周辺機器が開発されており、視覚障害者がコンピュータを活用しやすい環境ができてきている。

こうしたことから、情報機器の一層の整備を図り、効果的な職業教育を実施していく必要がある。特に、理療科及び保健理療科では、インターネットを活用することにより医療機関等から最新の情報を入手でき、より専門性の高い学習指導を進めることができる。また、高等部在学中に情報機器を活用する技術を習得することにより、病院等の職場における情報管理システムに対応するとともに、事務職など新たな職域への就労の可能性も高まると考えられる。

(2) 聾学校

聾学校高等部には、普通科、産業工芸科、被服科、デザイン科及び色染科が設置されている。職業に関する学科では、設置学科の特性を生かし、技術・技能の習得が行われているが、産業構造の変化により、学んだ技術を生かせる職業が減少し、設置学科に関連する業種に就職している卒業生は極めて少ない状況にある。また、企業では、職場におけるコンピュータ機器の導入が進められており、情報処理能力などより高度な技術・技能の習得が求められている。

また一方では、高等部生徒が年々減少し、学科によっては在籍者がいない年度があるなど、生徒のニーズにあったものとなっているのかどうかの課題もある。こうしたことから、技術革新や情報化等社会の変化に対応するとともに、生徒の能力・特性に応じた職業教育を一層充実させるため、現在設置されている職業に関する学科（4学

科)を情報をベースにした学科へ改編することについて検討する必要がある。

(3) 養護学校

府立養護学校7校に高等部普通科が設置されており、うち1校に工芸科が設置されている。

各学校では木工、窯業、縫製などの種目での作業学習やすべての教育活動を通して、働くことを含め、卒業後の社会生活を営む上で必要な力を高めることに重点をおいた指導が行われている。特に、障害の重い生徒への対応として、コミュニケーション力をつけるための補助具の使用や適切な作業種目の設定など、指導内容・方法についても生徒の実態に応じた創意工夫が図られている。

こうした作業学習等で作成した製品を、毎年9月に京都市内の百貨店において実施されている「ふれあい・心のステーション」や地域のスーパーマーケットなどにおいて、生徒自らが販売を行っている。このような販売体験学習は、障害のある生徒が接客態度や社会性を実践的に身に付け、日常の作業学習への意欲や製品の質を高める良い動機付けとなっており、併せて府民や企業関係者にとっても障害のある生徒について理解を深める良い機会となっている。今後、身近な地域でこうした取組が行われ、障害のある生徒への理解と支援の輪が広がっていくことを期待するものである。

また、産業構造の変化に伴い企業の採用者数の減少や求人要件の水準が高まっていること、製造業関係の求職が減少し第3次産業の割合が高まっていることなどから、新たな職域・職種の開拓が必要となってきた。そのため、各養護学校では、生徒個々の能力や適性に応じ、サービス業に対応した新たな作業種目の導入など、指導内容・方法の一層の工夫・改善を図っていく必要がある。その際、地元企業や商工団体等との連携を密にする中で、職場実習を充実・拡大させたり、地域の人材を社会人講師やボランティアとして積極的に活用するなど地域の特色を生かした作業学習の一層の改善・充実が必要である。

< 関連意見から >

- ・ 進路の問題については、学校も含めて、福祉及び労働関係機関の地域ネットワークが作られ、子ども一人一人に応じた支援がなされるのが望ましい。
- ・ 進路先が多様化してきており、企業からもいろいろなニーズが出てきている。それらのニーズも踏まえながら各学校の職業教育の内容を考えていく必要がある。
- ・ 専門的な職業能力の育成に向けて、園芸やクリーニングなどのコース制の設定について検討してはどうか。また、障害の状況や特性によっては高校の専門学科との

連携なども検討してはどうか。

- ・ 聾学校の学科改編については、生徒数等から考えて、近畿圏も含めた広域的な視点からの検討が必要なのではないか。

4 障害の重度・重複化、多様化への対応

医療技術の進歩により最も障害の重い児童生徒が自宅から通学することができるようになったこと、軽度知的障害や肢体不自由等単一障害の児童生徒が地域の学校へ就学するようになったことなどにより、養護学校においては障害の重度・重複化が進行している。

また一方では、障害や発達の研究の深まりなどにより自閉症等広汎性発達障害やADHD（注意欠陥/多動性障害）と診断される児童生徒が増えてきていること、心理的な面で課題のある児童生徒が増えてきていることなど、障害等の多様化が進行している。

このため、従前からの指導内容や方法では、保護者や児童生徒の期待に十分にこたえられなくなってきており、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育の推進が、ますます必要となってきている。

(1) 専門的な教育機能の向上

障害のある児童生徒やその保護者は、自立と社会参加をする基盤を培うための専門的な指導を養護学校等に期待している。こうした期待にこたえるためには、障害に起因する行動特性についての理解や心理的側面からのアプローチなど、最近の研究成果を踏まえた適切な指導が行えるよう教職員の指導力の向上を図るとともに、施設設備についても、障害の状況や特性に応じたものに充実・改善を図っていく必要がある。

そのためには、国立特殊教育総合研究所や大学等への派遣研修を通して、スペシャリスト的な役割を果たす教員の養成に努めるとともに、京都府総合教育センターなどにおいては、学校との連携を強め、より実践的な研修機会を設定したり、校内研修においても、医療や福祉機関との連携を図るなどの工夫が必要である。

また、障害の多様化に対応した効果的な指導について教職員に助言したり保護者の相談に応じるなど、学校の専門的な教育機能をより向上させるため、理学療法士や作業療法士などの専門職の活用についても検討する必要がある。

< 関連意見から >

- ・ 通学制の養護学校では自閉症などの児童生徒の比率が高くなってきている。また、病弱養護学校では不登校等心理的な課題を持つ児童生徒が急増している。こうした

状況を考えると、障害やその特性を踏まえた教員の指導力の向上が必要である。

- ・ 障害児教育についての専門性は、教育に対する情熱や意欲、豊かな人間性や広い社会性に裏打ちされたものであるべきだと考える。その一方策として、盲・聾・養護学校間や小・中・高校との積極的な人事交流が必要ではないか。
- ・ 体温調節が困難な児童生徒には空調設備等のある環境、また、自閉症の児童生徒には障害の特性に対応した環境等、施設設備を含めた教育環境の整備が必要である。

(2) 病気療養児の教育

学齢期の病気療養児に対する教育は、病院に隣接する病弱養護学校、病院内や小・中学校に設置されている病弱・身体虚弱学級で行われている。

しかし、近年の医学の進歩等により、病弱養護学校で学ぶ児童生徒の状態は大きく変化してきている。

戦後長い間、病弱養護学校等で学ぶ児童生徒のほとんどが、結核感染児、ぜんそく及び腎疾患等で長期間病院に入院していた。しかし、最近では小児癌等の難病や生活習慣病を含む様々な慢性疾患、更に心身症に代表される心理的な課題のある児童生徒が増加するなど疾患構成が様変わりしている。また、入院も長期間ではなく、短期・頻回化が進んでおり、小・中学校と病弱養護学校間を何度も行き来する児童生徒が増加している。

こうした中で、入院するほどでもないが一定の生活規制が必要な児童生徒や養護学校に隣接していない病院に入院している児童生徒に対して、病院等関係機関とも連携を図る中で、病弱養護学校への通学制や訪問教育の導入などを検討していくことが必要である。

< 関連意見から >

- ・ 病弱養護学校や院内学級の設置状況やその役割について、もっと医師や関係者に情報を伝えることも必要ではないか。
- ・ 病弱養護学校中学部卒業後、ほとんどの生徒が高校へ進学するが、病状によって進学や通学が困難な場合もある。現行制度を活用しながら柔軟に対応していくことが望ましい。
- ・ 就学前の子どもたちについては、療育機関等福祉において対応され、成果を上げている。病院に入院している就学前の重症心身障害児の教育的支援についても検討

していく必要があるのではないか。

5 福祉、医療等との連携の在り方

医療技術の進歩や医療行為等についての考え方が変化する中で、日常的に経管栄養や口腔内の吸引などの医療的ケアを要する児童生徒が学校へ通学してきている。また、地域社会の生活においても、障害のない子どもたちと同等に生活をさせたいという思いから、保護者の願いやニーズも複雑化・多様化してきている。

こうした中で、障害のある人々のライフステージに応じた適切な支援が行われるためには、教育、医療、福祉、労働等関係機関が互いの専門性を発揮しつつ、ボランティア等民間団体の協力も含めて緊密に連携していくことが望まれるが、ここでは特に学校や地域生活において教育的側面から検討していくべき内容について協議を進めた。

(1) 学校における医療との連携

近年の医学の進歩により在宅医療が進み、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒も、入院せずに家族と共に生活することができるようになってきている。それに伴い、こうした児童生徒の多くが、病院隣接の病弱養護学校ではなく、通学制の養護学校へ通学するようになってきている。

こうした中で、日常の指導をする上から、また緊急時を想定した対応の必要性等から、学校医や主治医、近隣の病院などとの連携が図られているが、通学してきている児童生徒の実態を見れば、こうした教育と医療との連携をより緊密にしていくことが必要になってきている。

現在、修学旅行や宿泊を伴う教育活動においては、必要に応じて医師や看護婦(士)の派遣がなされているが、日常の教育活動においては、保護者の援助や各学校の努力によるところが大きい状況にある。

このことは、全国的に共通する課題でもあることから、文部科学省が厚生労働省等と協議をし、学校における医療的バックアップ体制について現在も調査・研究事業が行われているところであるが、京都府においてもこうした研究の情報収集に努めるとともに、医療的ケアのガイドラインの作成を含め、医師の巡回制度など学校で安心して対応できるシステムの確立に向けた実践的な研究を早急に進めていくことが必要である。

< 関連意見から >

- ・ 医療的ケアについては、医師の巡回や教員の研修体制、緊急時における医療機関との連携、養護教諭の役割の拡充などのバックアップ体制を整えることが急務であ

る。

- ・ 医療的ケアについては、口腔内の吸引等基本的な生活の援助の範囲で、保護者の依頼と同意の下、教員が実施するのが望ましいのではないか。
- ・ 医療的ケアの対応として、学校に看護婦（士）を配置するのも一つの方法であるが、対象の子どもがいるすべての教室等で同時に対応できるのか、誰が指示を出すのかなどの問題がある。

(2) 地域生活への教育的支援

近年、ノーマライゼーションの進展に伴い、障害のある子どもたちが、地域社会の一員として豊かに生きていくことが求められている。また、平成4年度から段階的に実施された学校週5日制が、来年度からは完全実施されることになり、子どもたちが地域社会で生活する時間が多くなっていく中で、放課後や長期休業期間も併せ、障害のある子どもたちの地域における過ごし方が大きな課題となってきた。

身近な地域社会で障害のある子どもたちが様々な体験を通じて、望ましい人間関係をはぐくみ、生き生きと生活をしていくには、養護学校等の創意ある取組はもちろんであるが、市町村や各行政機関、居住地域の人々の幅広い理解と支援が必要である。

こうした状況の中で、府立学校では、市町村やPTAなどの主催により定期的に行われている地域活動に教職員や高校生がボランティアとして参加したり、地域での生涯学習を支援するためのボランティア養成講座も開催されている。今後、こうした学校生活や地域生活を支援するボランティアなどの養成を通じて、障害のある人々の地域生活への支援の輪を一層広げていくことが期待されるとともに、養護学校等においては、長期休業中を活用し、障害のある子どもたちを対象とした体験活動を積極的に展開するなど、保護者の期待にこたえていくことが必要である。

また、真にノーマライゼーション社会を実現させていくためには、養護学校などに通う子どもたちが障害のない子どもたちと共に身近な地域社会で活動する機会が設定されることが望ましいことから、市町村など関係機関の理解と協力が得られるよう、府としても積極的な支援をしていくことが必要である。

さらに、障害のある人々の地域生活をより豊かなものにしていくためには、福祉圏域や市町村で関係する行政機関等が互いに連携し、ボランティア団体などの協力も得て、障害のある人々を総合的にサポートする体制の整備が強く望まれるところであり、養護学校等も障害児教育の専門性を生かす立場から、必要な情報や人的資源を提供するなど、地域社会を構成する公的教育機関としての役割と責任を積極的に果たしていくことが必要である。

< 関連意見から >

- ・ 地域での生活については、教育サイドからだけのアプローチでは限界がある。保護者や本人への生活支援については、ショートステイやホームヘルパーの派遣など福祉サイドからの支援の充実が望まれる。
- ・ 養護学校は、地域で行われている活動や福祉サービスについての情報を保護者に対して提供することも必要なのではないか。
- ・ 各地域で行われている子供会活動などにおいても、障害のある子どもたちの参加について積極的に呼びかけてほしい。
- ・ 障害のある子どもたちが活動できる場が少ない。いくつか活動の場もあるが、運営面で保護者の負担が大きい。負担軽減に向けて、市町村等にも協力していただければと思う。

おわりに

本懇話会は、平成12年5月の第1回会議以来「府立学校の在り方」について協議した内容を、同年12月の「中間まとめ」を経て、今回ここに最終の報告としてとりまとめた。この間、高校教育部会、障害児教育部会双方において、府立学校の将来展望を見い出すべく、それぞれの検討項目に沿って精力的に協議を進めてきた。

協議の結びに当たって、今後の施策の立案や教育の実践においては、特に次の各点に配慮するよう要望する。

- 1 府立学校の教育改革及び再編整備に係る全体的な実施計画を策定し、地域の関係者の協力と広く府民の理解を得るように努めること。
- 2 京都府の高校教育は、主として府立高校・京都市立高校・私立高校の三者に支えられ、国民的教育機関としての機能を果たしている。この認識に立って、府立高校における「新しい多様で柔軟な教育システム」の構築と再編整備を進めること。
- 3 障害児教育については、あらゆるバリアを取り除き、いろいろな個性を持ち合わせた人間が共に生きるノーマライゼーションの実現を目指し、今まであらゆる機会と場を通して積み上げてきた交流教育を一層充実・発展させていく観点からの再編整備を進めること。
- 4 各府立学校においては、学校の特色を明確にし、地域の特性や児童生徒の実態を踏まえ、一人一人の個性を重視した教育の実践が求められている。言うまでもなく、こうした教育を実践する教職員は、豊かな人間性や広い社会性はもとより、高い専門性を基盤にした実践的な指導力を持つことが不可欠である。この点は、懇話会の協議の中で、多くの委員から繰り返し述べられてきた。府立学校の教職員にあっては、新しい世紀を支えていく人材を育成する使命を自覚し、不断の研さんを積み、府民の信託にこたえられるよう努めること。

府教育委員会及び府立学校教職員をはじめとする関係者が、社会の動向や教育をめぐる様々な状況を的確に捉え、本懇話会の「まとめ」や協議の経過を踏まえて、府立学校の教育の改革に積極的に取り組み、新しい世紀の教育の創造と実践を着実に前進させることを願ってやまない。

附 属 資 料

1	府立学校の在り方懇話会設置要綱	・・・	1
2	府立学校の在り方懇話会委員名簿	・・・	2
3	審議経過	・・・	3
4	府立高校設置状況、学級数及び生徒数	・・・	5
5	京都府中学3年生数、府立高校学校数・学級数・募集定員の推移	・・・	6
6	府立高校定時制・通信制課程在籍者数の推移	・・・	7
7	府立盲・聾・養護学校の概要	・・・	8
8	府立盲・聾・養護学校の所在地と養護学校の通学区域	・・・	9
9	府立盲・聾・養護学校高等部の職業教育等の概要	・・・	10
10	府立盲・聾・養護学校高等部生徒数の推移	・・・	11
11	養護学校（病弱除く）在籍発達段階別児童生徒数	・・・	12

府立学校の在り方懇話会設置要綱

(設置)

第1条 個性化・多様化への対応、少子化の進行やノーマライゼーションの進展等社会の変化に対応した今後の府立学校の在り方や改善方策について、意見を求めるため、府立学校の在り方懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 社会の変化等に対応した高校教育の在り方について
- (2) 社会の変化等に対応した障害児教育の在り方について

(組織)

第3条 懇話会は、委員20名程度で組織する。

- 2 前項の委員は、京都府教育委員会教育長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成14年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に、座長及び副座長1名を置く。

- 2 座長及び副座長は、懇話会の委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の会議を招集し、主宰する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 懇話会に学校種別に専門の事項を検討するため、次の部会を置く。

- (1) 高校教育部会
 - (2) 障害児教育部会
- 2 部会は、それぞれ10名程度の懇話会の委員で組織する。

(部会長及び副部会長)

第6条 各部会に、部会長及び副部会長1名を置く。

- 2 各部会長は、懇話会の座長又は副座長がこれを兼ねる。
- 3 各副部会長は、部会委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会議を招集し、主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 懇話会及び部会の会議には、必要に応じ関係者を招き、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、京都府教育庁指導部高校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月16日から施行する。

府立学校の在り方懇話会委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
高 校 教 育 部 会	岩下 正弘	同志社大学商学部教授	
	大倉 治彦	月桂冠株式会社 代表取締役社長	
	大西 重喜	福知山市教育委員会教育長	
	川瀬 利典	京都市立柳池中学校校長	
	小寺 正一	京都教育大学副学長	
	坂下 和也	府立洛北高等学校校長	
	櫻田 佳正	元府立高等学校 P T A 連合会会長	
	佐野 正雄	元府立学校事務部長	
	瀧 静子	株式会社太洋堂 代表取締役社長	
	牧野 修	園部町立園部中学校校長	
	山崎 ふさ子	京都学園大学人間文化学部教授	
	山本 晃一郎	府 P T A 協議会常任顧問	
	障 害 児 教 育 部 会	伊田 禎之	精華町立精華西中学校校長
大谷 祐康		府立盲学校校長	
衣川 源彰		府保健福祉部障害者保健福祉課長	
今野 芳子		府総合教育センター所長	
田中 晋		八木町教育委員会教育長	
田中 弥生		元府立高等学校 P T A 連合会理事	
友久 久雄		京都教育大学教育学部教授	
廣瀬 明彦		社会福祉法人 相楽福祉会 常務理事	
宮野前 健		国立療養所南京都病院副院長	
保田 和彦		京都労働局職業安定部職業対策課長	平成12年度
大西 直			平成13年度

座長(兼部会長)

副座長(兼部会長)

各副部会長

(五十音順、敬称略)

審 議 経 過

< 全体会 >

会議	期日・場所	内 容
第1回	平成12年5月31日(水) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・座長(高校教育部会長)、副座長(障害児教育部会長)選出 ・所属部会の確認 ・懇話会の運営方法協議 ・意見交換(高校教育及び障害児教育について)
第2回	平成12年6月26日(月) ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換(高校教育及び障害児教育について) ・各部会ごとの検討項目整理
第3回	平成12年11月21日(火) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会からの報告 ・中間まとめ(案)に関する協議・承認
第4回	平成13年3月22日(木) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・中間まとめ以降の状況について ・意見交換
第5回	平成14年1月10日(木) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会からの報告 ・まとめ(案)に関する協議・承認

< 高校教育部会 >

会議	期日・場所	内 容
第1回	平成12年5月31日(水) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・副部会長選出 ・高校教育部会に関する検討課題整理
第2回	平成12年6月26日(月) ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換(今後の高校教育の在り方等について)
第3回	平成12年7月21日(金) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換(学科構成、教育内容の在り方等について)
第4回	平成12年9月21日(木) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換(定時制・通信制課程の在り方、学科構成、教育内容、選抜方法の在り方等について)
第5回	平成12年11月21日(火) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・中間まとめ(案)の協議
第6回	平成13年5月28日(月) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・高校の学校規模について ・意見交換
第7回	平成13年7月12日(木) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性と学校規模や配置について ・普通科類・類型制の在り方と学校規模について ・総合学科における学校規模や配置について ・定時制・通信制課程の規模や配置について ・意見交換
第8回	平成13年8月10日(金) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・中高一貫教育の在り方について ・入学者選抜制度について ・意見交換
第9回	平成13年9月12日(水) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめの構成・骨子について ・意見交換
第10回	平成13年10月25日(木) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ(案)の協議
第11回	平成14年1月10日(木) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ(案)の協議

< 障害児教育部会 >

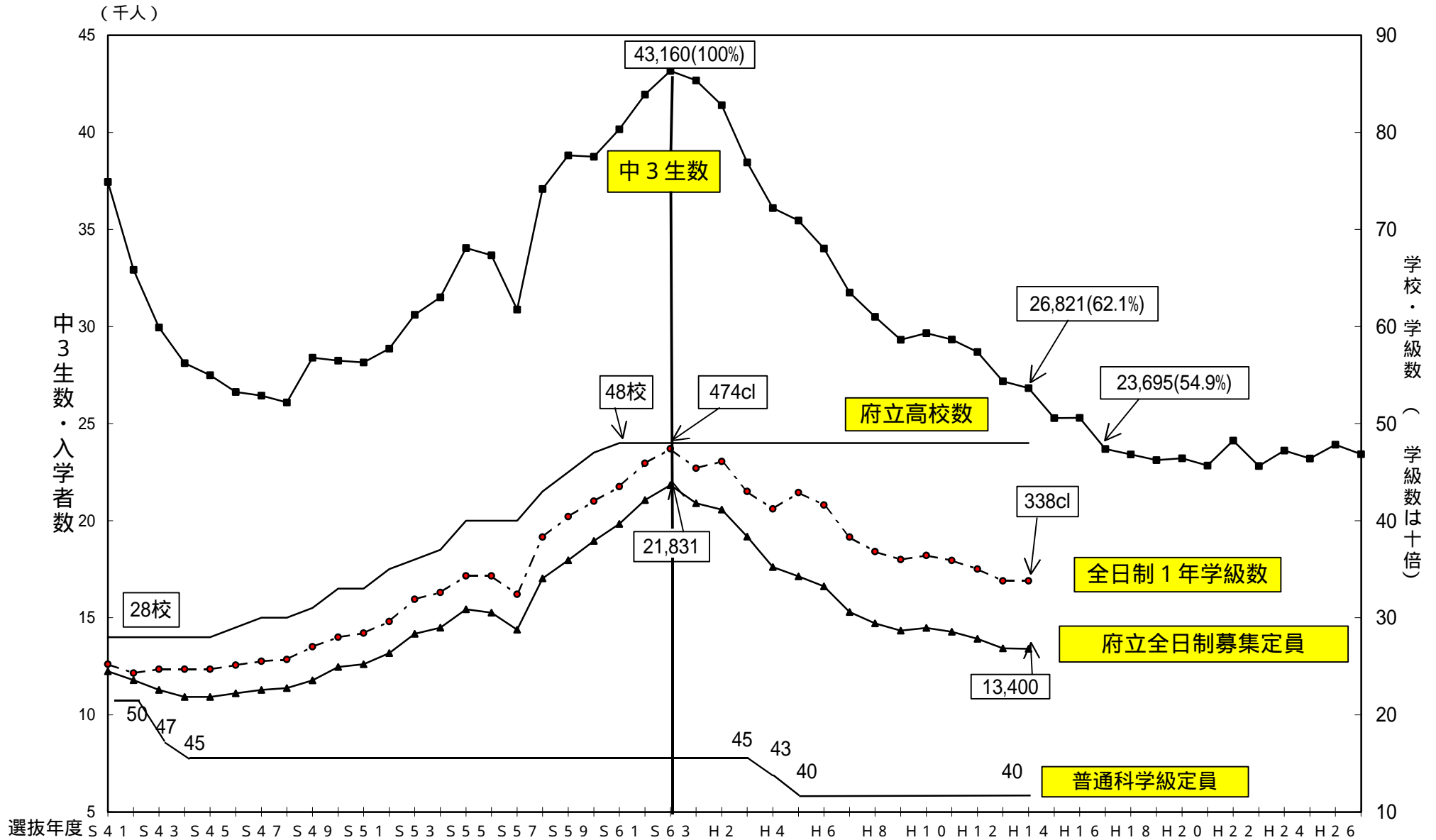
会議	期日・場所	内 容
第1回	平成12年5月31日(水) 京都府公館	・副部長選出 ・今後の進め方の協議
学校視察	平成12年6月8日(木) 6月12日(月)	・与謝の海養護学校 ・南山城養護学校
第2回	平成12年6月26日(月) ルビノ京都堀川	・意見交換(養護学校の配置の在り方等について)
第3回	平成12年7月21日(金) 京都府公館	・講演「今後の養護学校等の果たす役割について」 講師 帝京大学教授 大南英明 ・質疑応答
第4回	平成12年8月28日(月) 京都府公館	・意見交換(今後の養護学校の果たす役割、養護学校の配置の在り方について)
第5回	平成12年9月19日(火) 京都府公館	・中間まとめ骨子(案)の協議
第6回	平成12年11月21日(火) 京都府公館	・中間まとめ(案)の協議
第7回	平成13年3月22日(木) 京都府公館	・高等部職業教育について ・意見交換
第8回	平成13年5月25日(金) 京都府公館	・高等部職業教育について ・障害の重度・重複化、多様化への対応について ・意見交換
第9回	平成13年7月4日(水) ルビノ京都堀川	・障害の重度・重複化、多様化への対応について ・福祉、医療等との連携の在り方について ・意見交換
第10回	平成13年7月26日(木) ルビノ京都堀川	・福祉、医療等との連携の在り方について ・意見交換
第11回	平成13年8月27日(月) 京都府庁西別館	・まとめの構成・骨子について ・意見交換
第12回	平成13年10月31日(水) 京都府公館	・まとめ(案)の協議
第13回	平成14年1月10日(木) 京都府公館	・まとめ(案)の協議

府立高校設置状況、学級数及び生徒数

学校名	通学圏名	普通科					専門学科					総合学科	定時制	通信制	生徒数(人)					
		類	類				農	水	工	商	家				その他	1年	2年	3年	4年	計
			人文	理数	文理	英語														
1	山城北	6	1	2											361	351	383		1,095	
2	鴨沂	5	1											普通3	245	245	223		713	
															120	71	60	51	302	
3	洛北	5		2											367	368	355		1,090	
4	北稜	4	1	1											241	242	239		722	
5	朱雀	5	1											普通2	240	238	225		703	
														普通4	87	67	43	40	237	
6	洛東	4	1	1											245	275	303		823	
7	鳥羽	6	1	1										普通3	365	359	350		1,074	
															147	75	59	58	339	
8	嵯峨野	3	1												336	328	320		984	
9	北嵯峨	7	1	1											360	362	356		1,078	
10	桂	4	1	1											321	319	303		943	
11	洛西	8	1	1											400	435	393		1,228	
12	桃山	6	1	2										普通2	361	358	357		1,076	
														商業1	125	84	80	54	343	
13	東稜	7	1	1											369	336	339		1,044	
14	洛水	5	1												241	272	264		777	
15	商業														323	352	324		999	
16	向陽	4	1	1											281	277	317		875	
17	乙訓	3	1												231	272	259		762	
18	西乙訓	4	1	2											281	278	309		868	
19	城南	6			1										357	329	341		1,027	
20	東宇治	4			1	1									243	238	222		703	
21	西宇治	単位制による課程 5													161	158	156		475	
22	莨道	7	1	2											402	401	394		1,197	
23	城陽	7			1										368	378	355		1,101	
24	西城陽	6	1	2											406	403	396		1,205	
25	八幡	5	1	1											245	240	231		716	
26	南八幡	1			1										153	115	174		442	
27	久御山	3	1	1											244	249	286		779	
28	田辺	4			1										280	247	244		771	
29	木津	4	1	1											333	366	362		1,061	
30	南陽	8			2	1									447	437	441		1,325	
31	北桑田	1			1										107	113	108		328	
	美山														17	16	19	21	73	
32	亀岡	7	1	1											412	417	391		1,220	
33	南丹	5			1	1									316	340	327		983	
34	園部	3			1										203	219	219		641	
35	農芸														120	120	106		346	
36	須知	2			1										157	136	137		430	
37	綾部	4	1	1											280	284	314		878	
	東														83	80	58		221	
															22	11	13	12	58	
38	福知山	5	1	2											283	316	321		920	
	三和														29	37	18	17	101	
39	工業														198	198	194		590	
40	東舞鶴	5	1	1											318	319	314		951	
	浮島														39	24	13	11	87	
41	西舞鶴	6	1	1											314	350	377		1,041	
																			262	
42	大江	1			1										163	156	154		473	
43	宮津	4			1										240	242	274		756	
	伊根														22	13	6	12	53	
44	海洋														124	107	101		332	
45	加悦谷	2			1										152	161	154		467	
46	峰山	5			1										316	328	315		959	
	弥栄														43	59	40		142	
47	網野	4	1												234	241	236		711	
	間人														19	16	9	10	54	
48	久美浜														140	155	150		445	
設置学校数		42	27	23	13	4	8	7	1	4	8	1	2	1	10	2			13,410	13,511
総クラス数		195	27	30	14	4	8	11	3	12	19	1	6	4	17	7			13,569	14,490
合計		普通科 278cl					専門学科 52cl					総合	4	普通14	普通7					
48学校7分校		単位制 1校 5cl											3	専門						
全日制学級数		上段は全日制計																		
合計(注)338cl		中段は定時制計																		
		下段は通信制計(実際の登録者とは異なる)																		

(注)・弥栄分校の農業科・家政科は、併せて40名定員のため、全日制学級数合計については1clとして計算
 ・設置学科内の数字は、平成14年度募集学級数
 ・生徒数は、平成13年5月1日現在

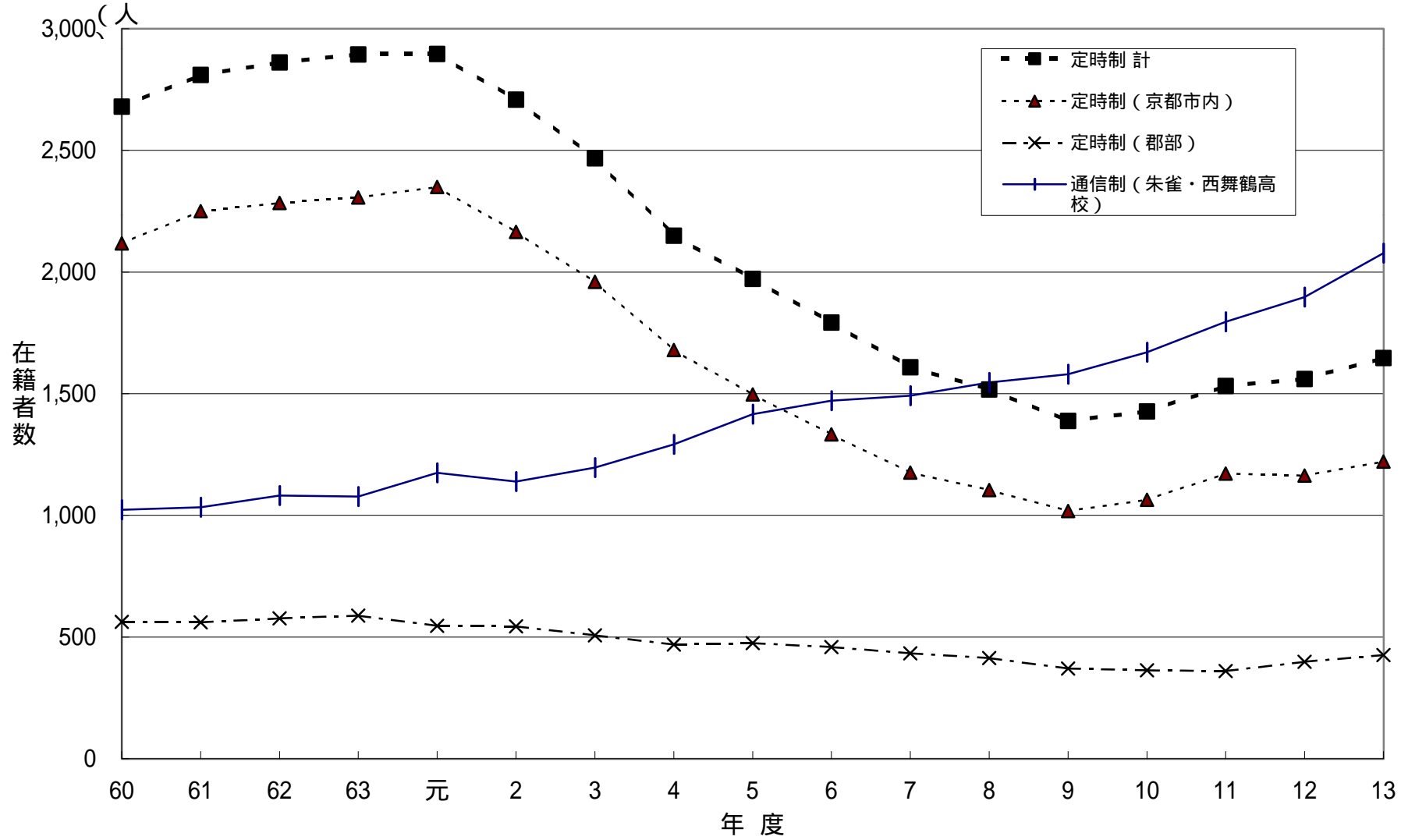
京都府中学3年生数、府立高校学校数・学級数・募集定員の推移



(注) 中学3年生数グラフ中のパーセント表示は、63年度を100とした場合の値

平成15年度以降の中3生数は、出生人口等による推計値

府立高校定時制・通信制課程在籍者数の推移

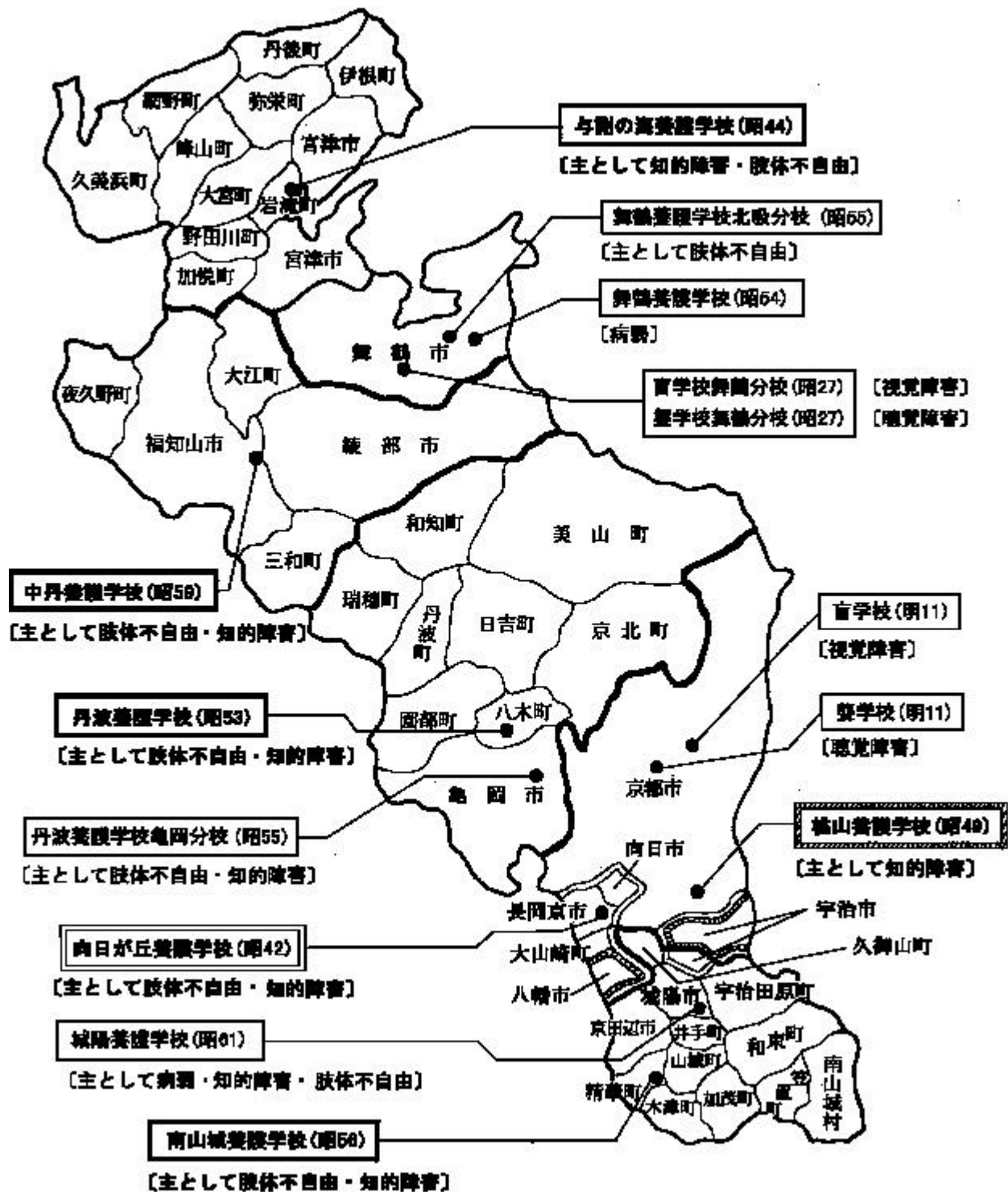


府立盲・聾・養護学校の概要

区 分		学 校 名	所在地	設置年度	設置学部	児童生徒数 (H13.5.1現在)	寄宿舎	摘 要	
盲 学 校		盲 学 校	京 都 市	明 1 1	幼・小・中・高	5 4 人	○		
		盲 学 校(舞鶴分校)	舞 鶴 市	昭 2 7	幼・小	3	○		
聾 学 校		聾 学 校	京 都 市	明 1 1	幼・小・中・高	7 4	○		
		聾 学 校(舞鶴分校)	舞 鶴 市	昭 2 7	幼・小	1 5	○	盲学校（舞鶴分校）と同一校舎	
養 護 学 校	知的障害 肢体不自由	通 学 制	桃 山養護学校	京 都 市	昭 4 9	小・中・高	1 3 7		「府立桃山学園〔知的障害児施設〕」に隣接。知的障害児のみ対象
			向日が丘養護学校	長岡京市	昭 4 2	小・中・高	1 6 6	○	
			*城 陽養護学校	城 陽 市	(昭 6 3)	高	4 7		自主通学の軽度知的障害児を対象に「普通科職業教育系」を設置
			南 山 城養護学校	精 華 町	昭 5 6	小・中・高	1 9 3		
			丹 波養護学校	八 木 町	昭 5 3	小・中・高	1 5 2	○	
			中 丹養護学校	福知山市	昭 5 9	小・中・高	1 3 5		
	施設隣接	*城 陽養護学校	城 陽 市	昭 6 1	小・中・高	9		「国立療養所南京都病院重症心身障害児病棟」入院者を対象	
		丹 波養護学校 (亀岡分校)	亀 岡 市	昭 5 5	小・中・(高)	1 0		「花の木学園〔重症心身障害児施設〕」入所者を対象	
		舞 鶴養護学校 (北吸分校)	舞 鶴 市	昭 5 5	小・中	2 7		「府立舞鶴こども療育センター〔肢体不自由児施設〕」入所者を対象	
	病 弱	*城 陽養護学校	城 陽 市	昭 6 1	小・中	7		「国立療養所南京都病院」入院者を対象	
		舞 鶴養護学校	舞 鶴 市	昭 5 4	小・中	8		「国立舞鶴病院」入院者を対象	

(注) 丹波養護学校（亀岡分校）には、本校の高等部分教室を設置

府立盲・聾・養護学校の所在地と養護学校の通学区域



南部地域の通学区域

養護学校名	通学区域
桃山	宇治市(知)・八幡市(知)・桃山学園
向日が丘	向日市・長岡京市・大山崎町・宇治市(肢)・八幡市(肢)
南山城	宇治市(知)の一部・久御山町・城陽市・京田辺市・綴喜郡・相楽郡

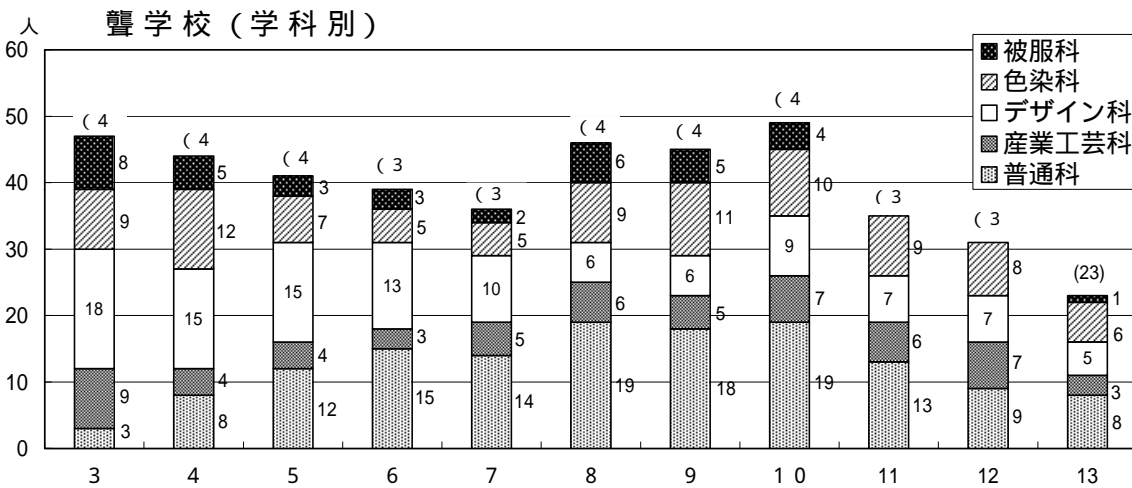
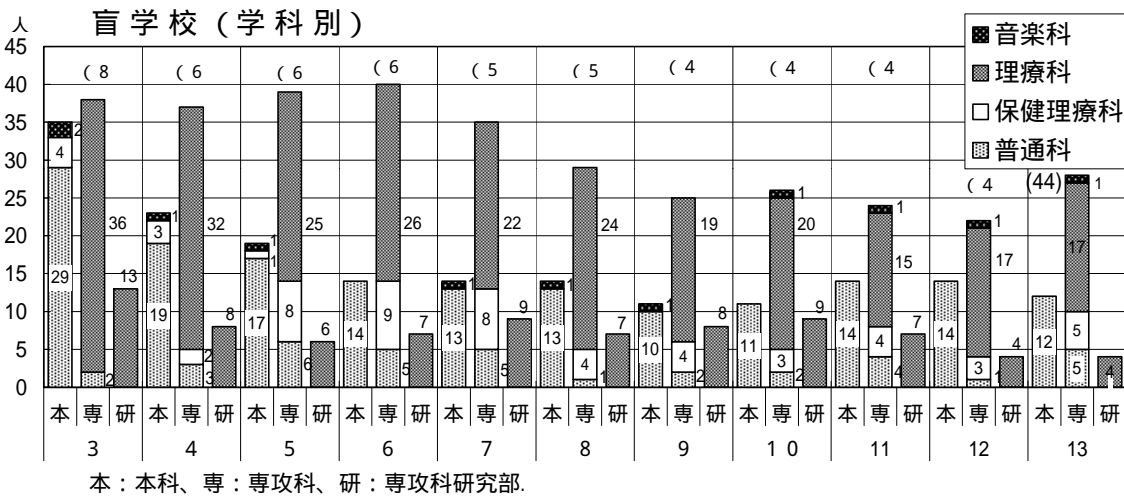
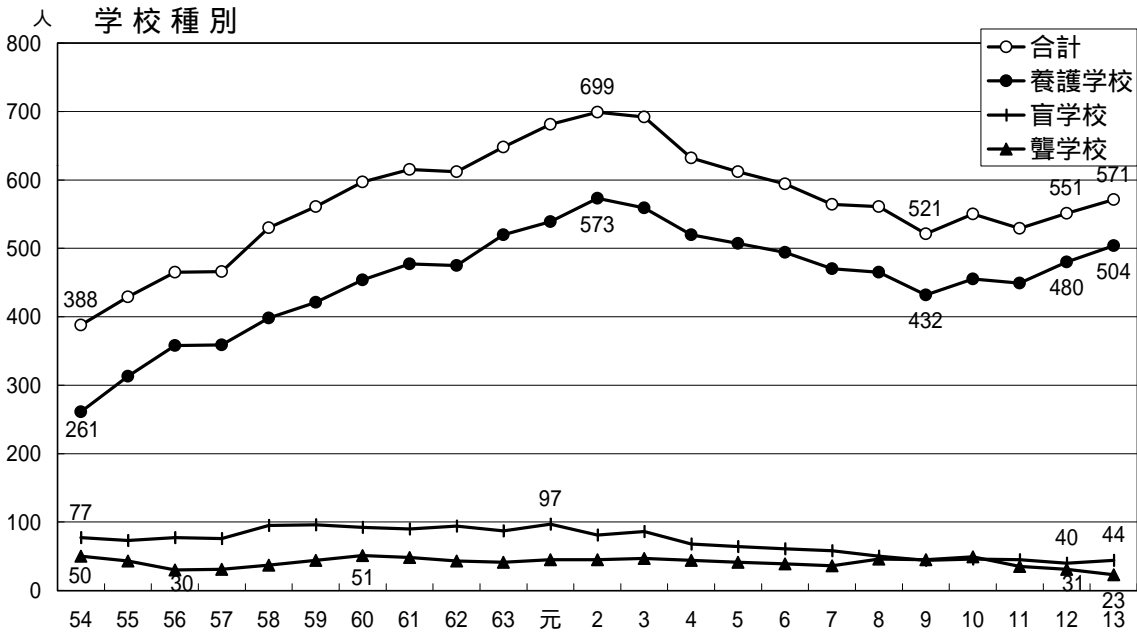
知：知的障害、肢：肢体不自由

府立盲・聾・養護学校高等部の職業教育等の概要

学校種別	高等部設置校数	科名	学科名	修業年限	生徒数(人)	職業教育等の概要
盲学校	1校	本科	普通科	3年	12	普通教科を中心とした学習を通じて、一般教養と学力を高める。重複障害学級では、将来の社会生活や就労などを見通した力を育成
			保健理療科		3年	中学校卒業後、「あん摩マッサージ指圧師」を目指し、知識・技術を習得。高等学校卒業に必要な普通教科も学習。卒業時に国家試験の受験資格が得られる。
			音楽科		洋楽(ピアノ・声楽・作曲・管弦楽器等)又は邦楽(箏・三絃等)について学習。高等学校卒業に必要な普通教科も学習	
			計	12		
		専攻科	普通科	1年	5	普通教科をより深く学習し、大学進学等に必要な力を育成
			保健理療科	3年	5	高等学校卒業後、「あん摩マッサージ指圧師」を目指し、知識・技術を習得。卒業時に国家試験の受験資格が得られる。
			理療科		17	高等学校卒業後、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」を目指し、知識・技術を習得。卒業時に国家試験の受験資格が得られる。
			音楽科		1	洋楽(ピアノ・声楽・作曲・管弦楽器等)又は邦楽(箏・三絃等)について、より深く学習
			研究部理療科	1年	4	専攻科理療科卒業後、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうについて、より深く学習
			計	32		
	計	44				
聾学校	1校	本科	普通科	3年	8	普通教科を中心とした学習を通じて、一般教養と学力を高める。重複障害学級では、将来の社会生活や就労などを見通した力を育成
			産業工芸科		3	木材加工・金属加工、情報処理分野を学習。パソコンを使った仮想空間で実際の様子を把握しながら、設計、製作、使用に至る過程を重視した「もの」創り
			デザイン科		5	基礎的な構成・図案を学習。絵画・製図などを通して、見る力・創造する力を育成。全国の聾学校でも数少ない学科
			色染科		6	布や和紙を使った工芸染色を学習。染料・薬品等の化学に関すること、染色図案に関することを結合して学ぶ全国の聾学校でただ一つの学科
			被服科		1	洋裁を中心に和裁・手芸・食物等を学習。基礎的な学習と個性を生かしたデザイン、実際に着用し活用できる被服製作
					計	23
養護学校	7校 1分教室	本科	普通科 其他	3年	504	農園芸、木工、窯業、縫工などの作業を通して、卒業後の社会生活に必要な働く力や生活する力を育成。障害の重い生徒については、補助具等の使用や興味のもてる作業種目の設定など、生徒の実態を考慮した指導内容・方法を創意工夫。「城陽養護学校」には、自主通学が可能な軽度の知的障害の生徒を対象に普通科(職業教育系)を設置し、職業教育に重点においた教育を実施
合計	9校 1分教室				571	

(注) 生徒数は平成13年5月1日現在

府立盲・聾・養護学校高等部生徒数の推移



養護学校（病弱除く）在籍発達段階別児童生徒数

